

# 最低制限価格制度実施要領

平成19年7月19日作成

## (目的)

第1 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)及び駒ヶ根市財務規則(昭和54年3月31日規則第21号)の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取り扱いについて定めるものとする。

## (用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の請負契約をいう。
- (2) 業務委託等 建設工事に係わる測量、調査、設計及び工事監理の委託契約をいう。

## (対象)

第3 この要領は、建設工事及び業務委託等の競争入札に適用する。

## (最低制限価格の設定方法)

第4 最低制限価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費等を基準に設定し、あらかじめ予定価格調書に記載するものとする。

## (入札参加者への周知)

第5 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

## (落札者の決定)

第6 入札執行者は、最低制限価格未滿の価格で入札が行われた場合は、当該入札者を落札者としな

こととする。  
この場合、入札者に対し当該入札者は落札者としな

旨を告げるものとする。  
2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

## (最低制限価格制度の対象外)

第7 最低制限価格を設定することが必要でない

と認めるときは、これを設定しないものとする。

## (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成19年 7月20日以降の入札から試行する。

この要領は、平成20年 4月 1日以降の入札から適用する。

この要領は、平成23年 6月 1日以降の入札から適用する。